

避難情報発令時における保育所等の対応基準について（福岡県宇美町）

1. 目的

近年、災害は益々大規模化し、被害が甚大化している。台風や豪雨等に伴う避難情報発令時、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所（以下「保育施設」という。）には園児や従事する職員の安全を確保するための緊急な判断が必要になる。

そこで、保育施設の所在する区域に避難情報が発令された場合の対応について基準を定める。

2. 住民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、住民がとるべき行動が示されている。

高齢者等は「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとされている。

| 警戒レベル | 避難行動等 | 避難情報等 |
|--------|---|----------|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生・切迫している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。 | 緊急安全確保 |
| 警戒レベル4 | 災害が発生する危険が高まっています。 速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。 | 避難指示 |
| 警戒レベル3 | 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。 | 高齢者等避難 |
| 警戒レベル2 | 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。 | （気象庁が発表） |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高めましょう。 | （気象庁が発表） |

3. 避難情報等が発令された場合の対応

「住民がとるべき行動」を踏まえ、警戒レベル（避難情報等）が発令された場合の対応、及び発令が解除された場合の保育施設の対応の基準は次のとおりとする。

なお、警戒レベル（避難情報等）が発令又は解除された場合の対象は、発令対象区域にある保育施設とする。

(1) 避難情報等発令時の対応

① 開園時刻までに発令

| 警戒レベル (避難情報等) | 保育施設の対応 |
|--|--|
| 警戒レベル3 (高齢者等避難) | 【土砂災害警戒区域にある保育施設】 ※土砂災害関係情報によりレベル3が発令された場合 ・当該日は、原則休園とする。 ・保護者へ休園の連絡をする。 【上記以外の保育施設】 ・保護者へ家庭での保育が可能な場合は、登園を控えるように、また、登園する場合は「早急な迎えの依頼」に対応できるように連絡をする。 |
| 警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保) | ・当該日は、原則休園とする。 ・保護者へ休園の連絡をする。 |

※休園等が予測される場合には、あらかじめ保護者へ連絡する。

午前6時時点で発令されている場合は、速やかに保護者へ休園の連絡をする。

② 開園時間中に発令

| 警戒レベル (避難情報等) | 保育施設の対応 |
|---|--|
| <p>警戒レベル3 (高齢者等避難)</p> | <p>【土砂災害警戒区域にある保育施設】 ※土砂災害関係情報によりレベル3が発令された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該日は、原則休園とする。 ・保護者へ「休園」と「安全を確保しつつ、早急な迎いの依頼」を連絡する。 ・在園児の「迎え」がどうしても困難な場合においては、原則、あらかじめ保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 <p>【上記以外の保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ「避難情報の発令」と「安全を確保しつつ、迎いの依頼」を連絡する。 ・在園児の「迎え」がどうしても困難な場合においては、原則、あらかじめ保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 |
| <p>警戒レベル4 (避難指示)</p> <p>警戒レベル5 (緊急安全確保)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当該日は、原則休園とする。 ・保護者へ「休園」と「安全を確保しつつ、早急な迎いの依頼」を連絡する。 ・在園児は、原則、あらかじめ保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。 <p>ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。</p> |

※休園等が予測される場合には、あらかじめ保護者へ連絡する。

午前6時時点で発令されている場合は、速やかに保護者へ休園の連絡をする。

(2) 避難情報等解除後の対応

| 時点 | 保育施設の対応 |
|-----------------------------------|---|
| 午前6時までに解除 | ・開園 |
| 午前6時から開園時刻までに解除 又は開園後早期に解除の見込み | ・原則開園（状況に応じ開園時間変更） ・保護者へ連絡 |
| 開園前に避難情報が発令され、 開園時間中に解除 | ・午前中に解除された場合は開園準備が でき次第開園 ・午後に解除された場合は原則休園 ・保護者へ連絡 |
| 開園時間中に避難情報が発令され、 開園時間中に解除 | ・災害状況等に応じ保育を継続 ・保護者へ連絡 |

※解除後の開園時間、給食の有無については、各保育施設の判断により、保護者へ連絡する。

4. その他

- ・台風等に伴う暴風警報が発令された場合の避難判断については、台風等の規模及び進路状況等を考慮し、臨時休園を含めて個別に判断する。